

令和8年5月18日

岡谷市地域公共交通活性化協議会委員 各位

岡谷市地域公共交通活性化協議会
会 長 早 出 一 真

令和8年度第1回岡谷市地域公共交通活性化協議会の開催（書面協議）について（通知）

日頃より、岡谷市の地域公共交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、本来であれば委員の皆様にお集まりいただきご審議いただくべきところではありますが、スワンバスの地域間幹線系統別確保維持計画について、国への申請期日の都合上、書面により協議を行わせていただきます。

つきましては、下記協議事項についてご審議のうえ、その結果を別紙様式に記入していただき、ご多忙中大変恐れいりますが、5月25日（月）までに郵送若しくはFAXにてご返信いただきますようお願い申し上げます。

協議事項についてご不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

なお、シルキーバス運行事業（地域内フィーダー系統確保維持計画等）の協議について、6月22日（月）午前10時00分からの開催を予定しております。決定次第改めてご通知させていただきますので、ご予定の程、どうぞよろしくお願いいたします。

記

<協議事項>

1. 長野県生活交通確保維持改善計画に「諏訪湖周スワンバス（外回り線・内回り線）」を位置付けることについて

〈問合せ先〉

〒394-8510 岡谷市幸町 8-1

岡谷市地域公共交通活性化協議会事務局

岡谷市産業振興部商業観光課 商業支援担当 両角、赤羽

TEL : 0266-23-4811（内線 1457）FAX : 0266-23-6448

(別紙)

令和8年5月 日

岡谷市地域公共交通活性化協議会

会 長 早 出 一 真 様

団体名

委員名

印

書 面 協 議 書

<協議事項>

1. 長野県生活交通確保維持改善計画に「諏訪湖周スワンバス（外回り線・内回り線）」を位置付けることについて

I 審議の結果 承認する（Ⅱへ） ・ 承認しない

Ⅱ 承認の場合

確保維持改善計画に軽微な変更が生じた場合、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領（※）」に基づき、協議会の議論を経たものとして変更することについて

合意する ・ 合意しない

※地域公共交通確保維持改善事業実施要領

「2. 地域公共交通確保維持事業について－（1）陸上交通に係る確保維持事業－④協議会について－イ. 確保維持改善計画の変更と協議会の開催について」において、あらかじめ協議会において包括的な合意が得られていれば、軽微な変更の際は、変更の都度協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱うこととしております。